川崎市衛生試験検査手数料条例の改正内容（令和９年４月改正）

改正後			改正前		
種別	金額		種別	金額	
１　腸管系細菌			（新設）		
（１）　簡易なもの	１件につき	5,890円	（新設）		
（２）　複雑なもの	１件につき	6,680円	（新設）		
（３）　特に複雑なもの	１件につき	24,430円	（新設）		
（４）　特殊なもの	１件につき	42,310円	（新設）		
（５）　極めて特殊なもの	１件につき	68,730円	（新設）		
２　その他の細菌			（新設）		
（１）　簡易なもの	１件につき	4,150円	（新設）		
（２）　複雑なもの	１件につき	7,440円	（新設）		
（３）　特に複雑なもの	１件につき	10,360円	（新設）		
（４）　特殊なもの	１件につき	13,000円	（新設）		
（５）　極めて特殊なもの	１件につき	41,100円	（新設）		
３　ウイルス・衛生動物			１　ウイルス		
（１）　簡易なもの	１件につき	8,140円	（１）　簡易なもの	１件につき	8,140円
（２）　複雑なもの	１件につき	19,530円	（２）　複雑なもの	１件につき	13,240円
（３）　特に複雑なもの	１件につき	24,430円	（３）　特に複雑なもの	１件につき	16,290円
（４）　特殊なもの	１件につき	36,320円	（新設）		
（削除）			２　衛生動物		
（削除）			（１）　簡易なもの	１件につき	2,540円
（削除）			（２）　複雑なもの	１件につき	6,110円
（削除）			３　環境衛生等		
（削除）			（１）　落下細菌	１件につき	910円
（削除）			（２）　建築物内の環境	測定点５箇所まで23,420円とし、測定点が１箇所増すごとに4,680円を加える。	

改正後			改正前		
（削除）			（３） 特殊環境		
（削除）			ア 複雑なもの	１成分につき	5,090円
（削除）			イ 特に複雑なもの	１成分につき	10,180円
（削除）			ウ 特殊なもの	１成分につき	23,420円
４ 家庭用品			４ 家庭用品		
（削除）			（１） 定性分析	１成分につき	1,010円
（１） 定量分析			（２） 定量分析		
ア 複雑なもの	１成分につき	4,570円	ア 複雑なもの	１成分につき	3,050円
イ 特に複雑なもの	１成分につき	10,680円	イ 特に複雑なもの	１成分につき	7,120円
ウ 特殊なもの	１検体につき	15,270円	ウ 特殊なもの	１成分につき	10,180円
（２） 容器耐圧	１検体につき	3,350円	（３） 容器耐圧	１検体につき	2,540円
５ 食品等			５ 食品等		
（１） 定性分析			（１） 定性分析		
ア 簡易なもの	１成分につき	1,210円	ア 簡易なもの	１成分につき	810円
イ 複雑なもの	１成分につき	3,040円	イ 複雑なもの	１成分につき	2,030円
ウ 特に複雑なもの	１成分につき	6,450円	ウ 特に複雑なもの	１成分につき	5,090円
（削除）			エ 特殊なもの	１成分につき	10,180円
エ 特殊なもの	１成分につき	44,680円	オ 極めて特殊なもの	１成分につき	30,550円
（２） 定量分析			（２） 定量分析		
ア 簡易なもの	１成分につき	2,030円	ア 簡易なもの	１成分につき	1,520円
イ 複雑なもの	１成分につき	6,430円	イ 複雑なもの	１成分につき	5,090円
ウ 特に複雑なもの	１成分につき	7,630円	ウ 特に複雑なもの	１成分につき	7,630円
エ 特殊なもの	１成分につき	15,270円	エ 特殊なもの	１成分につき	10,180円
オ 極めて特殊なもの	１成分につき	29,550円	オ 極めて特殊なもの	１成分につき	20,370円
（３） 細菌			（３） 細菌		
ア 簡易なもの	１項目につき	3,040円	ア 簡易なもの	１検体につき	2,540円
イ 複雑なもの	１項目につき	3,810円	イ 複雑なもの	１菌種につき	2,030円
（削除）			ウ 特に複雑なもの	１菌種につき	2,540円

改正後			改正前		
（削除）			エ　特殊なもの	１検体につき	16,290円
（４）　残留農薬等	混合標準溶液２系統まで152,770円とし、当該溶液が１系統増すごとに30,240円を加える。		（４）　残留農薬等	５成分まで	50,920円
				６成分から20成分まで	101,850円
				21成分から50成分まで	152,770円
（５）　有害性物質			（５）　有害性物質		
ア　複雑なもの	１成分につき	25,460円	ア　複雑なもの	１成分につき	25,460円
イ　特に複雑なもの	１成分につき	33,610円	イ　特に複雑なもの	１成分につき	33,610円
（６）　特定原材料			（６）特定原材料		
ア　定性分析	１品目につき	78,420円	ア　定性分析		
（削除）			（ア）　複雑なもの	１品目につき	36,660円
（削除）			（イ）　特に複雑なもの	１品目につき	58,050円
イ　定量分析	１品目につき	80,460円	イ　定量分析	１品目につき	80,460円
（７）　組換え遺伝子			（７）　組換え遺伝子		
ア　定性分析	１系統につき	35,640円	ア　定性分析	１系統につき	35,640円
イ　定量分析	１系統につき	54,020円	イ　定量分析	１系統につき	40,740円
６　水質			６　水質		
（１）　定性分析	１成分につき	1,010円	（１）　定性分析		
（削除）			ア　簡易なもの	１成分につき	710円
（削除）			イ　複雑なもの	１成分につき	1,520円
（２）　定量分析			（２）　定量分析		
ア　簡易なもの	１成分につき	1,060円	ア　簡易なもの	１成分につき	1,520円
イ　複雑なもの	１成分につき	3,040円	イ　複雑なもの	１成分につき	2,540円
ウ　特に複雑なもの	１成分につき	6,100円	ウ　特に複雑なもの	１成分につき	5,090円
エ　特殊なもの	１成分につき	12,210円	エ　特殊なもの	１成分につき	10,180円
オ　極めて特殊なもの	１成分につき	24,320円	（新設）		

改正後			改正前		
（削除）			（３） 飲料水		
（削除）			ア 定性分析		
（削除）			（ア） 簡易なもの	１成分につき	710円
（削除）			（イ） 複雑なもの	１成分につき	1,520円
（削除）			イ 定量分析		
（削除）			（ア） 簡易なもの	１成分につき	1,010円
（削除）			（イ） 複雑なもの	１成分につき	2,030円
（削除）			（ウ） 特に複雑なもの	１成分につき	4,070円
（削除）			（エ） 特殊なもの	１成分につき	8,140円
（削除）			（オ） 極めて特殊なもの	１成分につき	16,290円
（３） 細菌			（４） 細菌		
ア 簡易なもの	１検体につき	3,580円	ア 簡易なもの	１検体につき	2,540円
（削除）			イ 複雑なもの	１菌種につき	2,030円
イ 複雑なもの	１検体につき	7,630円	ウ 特に複雑なもの	１菌種につき	5,090円
ウ 特殊なもの	１検体につき	22,900円	エ 特殊なもの	１検体につき	15,270円
7 放射性核種			7 放射性核種		
（１） 簡易なもの	１検体につき	10,180円	（１） 簡易なもの	１検体につき	10,180円
（２） 複雑なもの	１検体につき	18,330円	（２） 複雑なもの	１検体につき	18,330円
（３） 特に複雑なもの	１検体につき	43,790円	（３） 特に複雑なもの	１検体につき	43,790円
（削除）			8 医薬品等		
（削除）			（１） 定性分析		
（削除）			ア 簡易なもの	１成分につき	1,010円
（削除）			イ 複雑なもの	１成分につき	2,030円
（削除）			ウ 特に複雑なもの	１成分につき	3,050円
（削除）			エ 特殊なもの	１成分につき	5,090円

改正後		改正前		
（削除）		（２） 定量分析		
（削除）		ア 複雑なもの	１成分につき	5,090円
（削除）		イ 特に複雑なもの	１成分につき	13,240円
（削除）		（３） 細菌		
（削除）		ア 簡易なもの	１検体につき	2,540円
（削除）		イ 複雑なもの	１検体につき	5,090円
（削除）		９ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表（以下この項において「点数表」という。）に定めのあるもの	点数表その他法令等による算定方法により算定した額の８割に相当する額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
８ その他	１の項から７の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額	10 その他	１の項から９の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額	